

## 「小樽市地域開発事業経営戦略 中間見直し(原案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	2人、0団体
2 意見等の件数	5件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	0件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	様式をそのままパブリックコメント資料として提示するのではなく、主な見直し主旨、施策、財務数値等を概要として示し、市民が意見提示しやすいように改善工夫すべき。	様式は、総務省で定めた経営戦略策定・改定マニュアルの様式に基づいたものでありますので、御理解の程、よろしく申し上げます。 なお、令和12年度に全面改訂を行う際には、見直しの概要をわかりやすく整理した資料を作成、添付する考えです。
2	事業概要では、職員数が0とあるが、港湾室職員26人に対して臨海土地造成事業への従事率を乗じて、仮の専任職員数等を示すべき。	職員数は、総務省が定めた経営戦略策定・改定マニュアルにて、国へ提出する地方財政状況調査で報告した職員数を記載することとされており、当該調査で報告する職員数は、職員の掌握業務、給与の負担状況等により区分されます。本事業を当該調査にて報告する際は、担当職員が専任でないことなどから、職員数を0人と報告しているため、経営戦略においても職員数は0人としております。
3	収支計画によると令和5年度から11年度まで動きがないので、考え方を経営方針に示すべき。	令和5～7年度については土地の売却実績がなく、また、令和8年度以降も売却の具体的な目途が立っていないこと、計画期間中は新たに造成開発に着手する予定はないことから、計画期間の終期である令和12年度までに売却を完了するとして、収支計画を作成しております。 なお、計画期間内に早期売却を目指す方針に変わりはなく、土地売却の促進として、「3. 経営の基本方針」に記載しておりますので、素案のとおりさせていただきます。御理解の程、よろしく申し上げます。
4	早期売却のみを考えるあまり問題が起きないかどうか心配です。 短期的な損失が発生したとしても、売却以外の利用法も含めた柔軟な検討をすることで小樽の持続的な発展につなげ、長期的な利益発生を考えた方が良いように思います。	「小樽港港湾計画」における港湾空間のゾーニングや、「小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」等の内容に即し、現状で貸付により土地の利用は図られている状況がありますが、早期売却についても進めていく考えです。
5	どのような港湾空間を考え、各地区を整備するのかという戦略を立てた上で、売却や貸付を考えるべき。	「3.経営の基本方針」に記載の地区ごとの方針のとおり、戦略的に売却等を検討してまいります。

\* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

\* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。